

付属資料

「食品あんしん制度」の補償内容について

- 付属資料1 生産物賠償責任保険(1~2)
- 付属資料2 品質費用保険<加工品用>(1~3)
- 付属資料3 品質費用保険<未加工農産物用>(1~3)

付属資料 1-1 「食品あんしん制度(生産物賠償責任保険)」補償内容のご案内

- 製造・加工販売した商品が他人に引き渡された後に発生した、身体障害・財物損壊に起因する法律上の賠償責任を補償いたします。
- お支払いできる主な保険金

1.消費者に対する賠償責任

被害者への損害賠償金	… 被害者(消費者)への治療費・休業損害・慰謝料 など
争訟費用	… 訴訟、仲裁、和解、調停に要する費用 など
見舞費用	… 身体障害に起因する損害賠償が発生した場合の被害者への見舞金法律上の賠償責任が発生しない場合に支払った被害者への見舞金など
	…など

2.販売店に対する賠償責任 (身体障害の発生がある場合に限ります。)

消費者に身体障害を発生させたことにより、その原因と特定された商品を販売した販売店が被った収益減少等の経済的損失を賠償する時の賠償金

付属資料 1-2 「食品あんしん制度(生産物賠償保険)」保険金支払の例

■ 食品加工場の事例

販売した食品(ジャム)が傷んでおり、消費者が食中毒を起こし、病院に入院し仕事も休んだ。

<支払われる保険金>

- ・治療費
消費者(被害者)が治療のため、病院に支払った費用
- ・休業損害
消費者(被害者)が治療のため、会社を休んだことに対する賠償金
- ・慰謝料
消費者(被害者)が治療のため要した期間等に対する賠償金

《保険金をお支払いできない主な場合》

- 契約者、被保険者の故意によって生じた賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- 地震、噴火、洪水などの天災に起因する賠償責任
- 故意または重大な過失により、法令に違反して製造・販売した商品、飲食物に起因する賠償責任

……など

付属資料2-1 「食品あんしん制度(品質費用保険 加工品用)」補償内容のご案内

事故の影響による
喪失利益 *

事故の発生により営業が休止・阻害された場合に、事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益

食品の回収費用

事故の発生または拡大の防止のため、同種の食品の回収に要したマスコミへの社告費用、通信費用、輸送費用、臨時倉庫等の賃借費用、通常以上に要した人件費、職員の出張費・宿泊費、廃棄費用などの費用

信頼度回復のための
広告宣伝費用

事故の発生した食品について、安全対策を実施した等の、安全性に関する信頼を回復させ、マーケットシェアを回復させるための広告宣伝活動に要する費用

<ご注意>

保険金をお支払いするのは、以下の2点を満たしている場合となります。

- ・食品の瑕疵の存在によって、消費者に身体障害が発生するか、もしくは発生させる恐れのあること
- ・「行政庁への届出」「マスコミによる社告」「行政庁の回収命令」のいずれかにより、欠陥のある商品の回収等の実施および事故の発生またはその恐れが、客観的に明らかになったこと

* 喪失利益とは、事故がなければ計上することができた**営業利益**の額です。営業利益とは、営業収益(売上高等)から営業費用(製造原価等)を差し引いた額をさします。喪失利益として実際にお支払いの対象となるのは、減少した売上高(額)ではなく、利益額となります。詳細は、「品質費用保険普通保険約款」第1章利益条項第3条をご参照ください。

付属資料2-2 「食品あんしん制度(品質費用保険 加工品用)」保険金支払の例

■ 食品加工場の事例

食品(ジャム)に異物の混入があり、消費者が食中毒を起こした。加工場の同じラインで製造された食品を、回収の社告を出して回収し、安全性が確認されるまで操業を見合わせた。

○事故の影響で以下のような費用が発生

- | | |
|-------------------|---------|
| ①事故の影響で3か月間売上がダウン | 3,000万円 |
| (利益率 5.0%) | |
| ②食品の回収・廃棄費用 | 200万円 |
| ③広告宣伝に関わる費用 | 100万円 |

<支払われる保険金>

- ・喪失利益
事故の影響で売上げがダウンした場合の喪失利益
- ・食品の回収費用
食品の回収に要した社告費用や輸送費、廃棄費用などの費用
- ・広告宣伝費用
工場の安全が確認された後、安全性に関する信頼を回復させるための広告宣伝費用

支払保険金

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------------|
| ① 減少した売上 | $3,000万円 \times 5.0\%(利益率) = 150万円$ |
| ② 回収・廃棄費用 | $= 200万円$ |
| ③ 広告宣伝(社告)等の費用 | $= 100万円$ |
| ④ ①~③ (合計450万円 - 60万円(自己負担額)) | $\times 90\%(縮小支払)$ |

<保険金をお支払いできない主な場合>

- 契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失による損害
- 契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失により法令に違反して製造、販売された食品によって生じた損害
- 食品の開発段階での欠陥や瑕疵によって生じた損害
- 食品の自然の消耗、かび、むれ、腐敗、変質または変色その他の類似の事由。ただし、製造、流通過程での人為的なミス等の外的要因が介在したことの結果として生じた場合は保険金をお支払いします。
- 保存期間、賞味期限等の限定がある場合の、その期間を経過した後の品質劣化
- 第三者の悪意による異物の混入や混入すると脅迫(犯罪)行為

……など

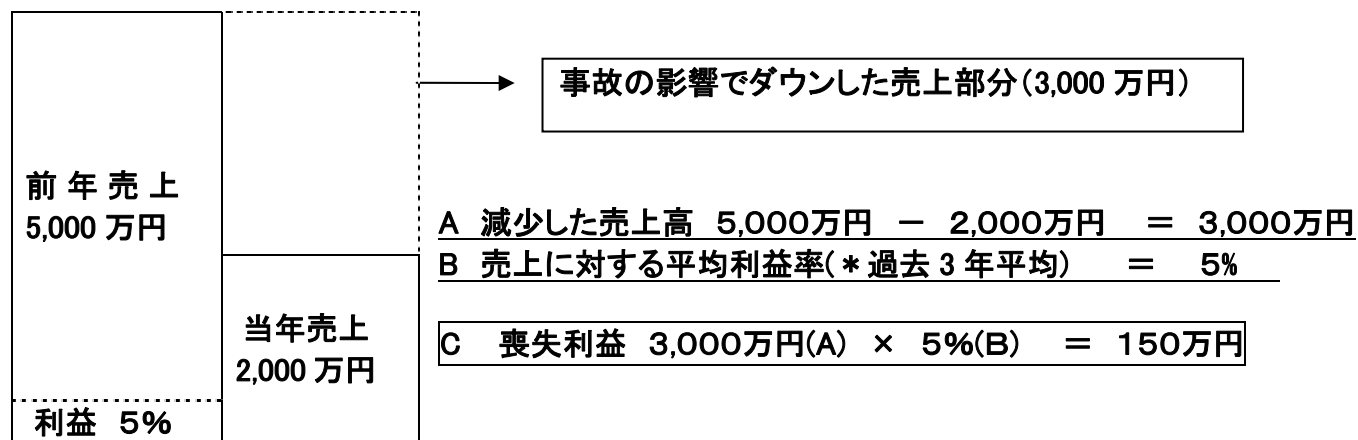
* 上記は保険金支払の参考例です。詳細は、「品質費用保険普通保険約款」をご参照ください。

付属資料2-3 「あんしん制度(品質費用保険 加工品用)」保険金支払のイメージ

付属資料1-2の事故が発生した場合

- ① 事故の影響で3か月間売上がダウン … 3,000万円の売上減少
- ② 食品の廃棄・回収費用 … 200万円
- ③ 広告宣伝に関わる費用 … 100万円

○喪失利益の保険金算定イメージ



○支払保険金の合計

喪失利益 150万円 + 廃棄回収費用 200万円 + 広告宣伝費用 100万円 = 450万円

(450万 - 60万(自己負担額)) × 90%(縮小支払) = **支払保険金 351万円**

付属資料3-1 「食品あんしん制度(品質費用保険 未加工農産物用)」補償内容のご案内

未加工農産物の 回収費用

事故の発生または拡大の防止のため、同種の食品の回収に要したマスコミへの社告費用、通信費用、輸送費用、臨時倉庫等の賃借費用、通常以上に要した人件費、職員の出張費・宿泊費、廃棄費用などの費用

信頼度回復のため の広告宣伝費用

事故の発生した食品について、安全対策を実施した等の、安全性に関する信頼を回復させ、マーケットシェアを回復させるための広告宣伝活動に要する費用

<ご注意> 保険金支払の対象となる未加工農産物は下記のとおりです。

- ① 保健所または食品衛生検査所もしくは民間の検査機関の検査の結果、「残留農薬基準」もしくは「一律基準」を超える残留農薬が検出され、保健所または食品衛生検査所から回収の命令または指導が出された未加工農産物
- ② ①の命令または指導が出されたことにより、「残留農薬基準」もしくは「一律基準」を超える残留農薬が検出されるおそれがあるとして、会員農業法人の自主判断で回収した未加工農産物(対象は、残留農薬が検出された野菜・果実等が出荷された日から、保健所または食品衛生検査所より回収の命令または指導が出された日までに出荷された未加工農産物です。)

詳細は「品質費用保険普通保険約款(食品あんしん未加工農産物用) 食品あんしん未加工農産物特約」をご参照ください。

付属資料3-2 「食品あんしん制度(品質費用保険 未加工農産物用)」対象農産物の一覧

本制度の「未加工農産物」とは下記の一覧表に定める農産物をいいます。

*「穀類」は保険の目的から除くことも可能です。その際は加入者証に「穀類補償対象外」と表記されます。

分類	農産物名	
穀類	米, 小麦, 大麦, ライ麦, トウモロコシ(未成熟トウモロコシを除く), ソバ, その他の穀類	
豆類	大豆, 小豆類(含いんげん, ささげ[注]), エンドウ, ソラマメ, ラッカセイ, その他の豆類	
野菜	いも類	ばれいしょ, さといも類(含やつがしら), かんしょ, やまいも(長いも), こんにゃくいも, その他のいも類
	あぶらな科野菜	だいこん類(含ラディッシュ)(根), だいこん類(含ラディッシュ)(葉), かぶ類(根), かぶ類(葉), 西洋ワサビ, クレソン, はくさい, キャベツ, 芽キャベツ, ケール, こまつな, きょうな, カリフラワー, ブロccoli, その他のあぶらな科野菜
	きく科野菜	ゴボウ, サルシフィー, アーティチョーク, チコリ, エンダイブ, しゅんぎく, レタス(含サラダ菜, ちしゃ), その他のきく科野菜
	ゆり科野菜	たまねぎ, ねぎ(含リーキ), ニンニク, アスパラガス, ワケギ, その他のゆり科野菜
	せり科野菜	にんじん, パースニップ, パセリ, セロリ, みつば, その他のせり科野菜
	なす科野菜	トマト, ピーマン, ナス, その他のなす科野菜
	うり科野菜	きゅうり(含ガーキン), かぼちゃ(含むスカッシュ), しろうり, その他のうり科野菜
	きのこ類	マッシュルーム, しいたけ, その他のきのこ類
		てんさい, さとうきび, ほうれん草, オクラ, しょうが, 未成熟えんどう, 未成熟インゲン, えだまめ, 未成熟トウモロコシ(含スイートコーン)
		その他の野菜
果物	かんきつ類果実	みかん, なつみかん, なつみかんの皮, なつみかんの果実全体, レモン, オレンジ(含ネーブルオレンジ), グレープフルーツ, ライム, その他のかんきつ類果実
	仁果果実	りんご, 日本なし, 西洋なし, マルメロ, びわ
	核果果実	もも, ネクターリン, アンズ(含アプリコット), スモモ(含ブルー), ウメ, おうとう(チェリー)
	ベリー類果実	イチゴ, ラズベリー, ブラックベリー, ブルーベリー, クランベリー, ハックルベリー, その他のベリー類果実
	熱帯産果実	バナナ, キウィー, パパイア, アボカド, パイナップル, グアバ, マンゴー, パッションフルーツ, ナツメヤシ
		ブドウ, かき, スイカ, メロン類, まくわうり
		その他の果実
種実類	オイルシード	ひまわり(種子), ゴマ(種子), べにばな(種子), 綿実(種子), なたね, その他のオイルシード
	ナッツ類	ぎんなん, くり, べカン, アーモンド, クルミ, その他のナッツ類
	茶, コーヒー豆, カカオ豆, ホップ, 卵	

[注]いんげん, ささげ, サルタニ豆, サルタピア豆, バター豆, ペギア豆, ホホワイト豆, ライマ豆, レンズを含む

付属資料3-3 「食品あんしん制度(品質費用保険 未加工農産物用)」保険金支払の例

■ 残留農薬基準値超の事例

出荷した野菜の一部から、食品衛生法の基準値を超えた残留農薬が検出され、保健所より回収命令が出された。

○事故の影響で以下のような費用が発生

①食品の回収・廃棄費用	200万円
②広告宣伝に関わる費用	100万円

<支払われる保険金>

・食品の回収費用

食品の回収に要した社告費用や輸送費、廃棄費用などの費用

・広告宣伝費用

安全性に関する信頼を回復させるための広告宣伝費用

支払保険金

① 回収・廃棄費用	= 200万円
② 広告宣伝(社告)等の費用	= 100万円
①~② 合計300万円×90%(縮小支払)	

270万円

《保険金をお支払いできない主な場合》

- ① 契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失による損害
- ② 契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失により法令に違反して委託販売した野菜・果実等による損害
- ③ 本制度加入日より前に出荷した野菜・果実等による損害
- ④ 無登録農薬(失効農薬を除きます。)が検出されたことによる損害
- ⑤ 農薬取締法の規定によって販売・使用を禁止された農薬が検出されたことによる損害

……など

* 上記は保険金支払の参考例です。詳細は、「品質費用保険普通保険約款(食品あんしん未加工農産物用)食品あんしん未加工農産物特約」をご参照ください。